

議第93号

京都市高速鉄道旅客運賃条例の一部を改正する条例の制定について

京都市高速鉄道旅客運賃条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成31年 2月19日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市高速鉄道旅客運賃条例の一部を改正する条例

京都市高速鉄道旅客運賃条例の一部を次のように改正する。

第10条第1項第2号を同項第3号とし、同項第1号中「の旅客」の右に「(前号の保護者を除く。)」を加え、同号を同項第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 児童福祉法第6条に規定する保護者が同伴する6歳未満の者

第13条第3項中「510円」を「520円」に改める。

別表第1 12歳以上の者の項中「210」を「220」に、「320」を「330」に、「350」を「360」に改め、同表12歳未満の者の項中「160」を「170」に改める。

「	9,070	円	「	9,240	円
	10,800			11,000	
	12,100			12,330	
	13,390			13,640	
	14,690			14,970	
	25,850			26,340	
	30,780			31,350	
	34,490			35,150	

	38,170		38,880	
	41,870		42,670	
	48,980		49,900	
	58,320		59,400	
	65,340		66,590	
	72,310		73,660	
	79,330		80,840	
	6,480		6,600	
	7,710		7,860	
	8,640		8,800	
	9,570		9,750	
	10,490		10,690	
	18,470		18,810	
	21,980		22,410	
	24,630		25,080	
	27,280		27,790	
	29,900		30,470	
	35,000		35,640	
	41,640		42,450	
	46,660		47,520	
	51,680		52,650	
	56,650		57,730	
	5,180		5,280	

	6,170		6,290
	6,910		7,040
	7,650		7,800
	8,390		8,550
	14,770		15,050
	17,590		17,930
	19,700		20,070
	21,810		22,230
	23,920		24,370
	27,980		28,520
	33,320		33,970
	37,320		38,020
	41,310		42,120
	45,310		46,170
別表第2中	3,240	を	3,300
	3,860		3,930
	4,320		4,400
	4,790		4,880
	5,250		5,350
	9,240		9,410
	11,010		11,210
	12,320		12,540
	13,660		13,910

に改める。

	14,970		15,250
	17,500		17,820
	20,850		21,230
	23,330		23,760
	25,870		26,360
	28,350		28,890
	7,780		7,920
	9,260		9,430
	10,370		10,570
	11,480		11,700
	12,590		12,830
	22,180		22,580
	26,400		26,880
	29,560		30,130
	32,720		33,350
	35,890		36,570
	42,020		42,770
	50,010		50,930
	56,000		57,080
	62,000		63,180
	67,990		69,290
	7,130		7,260
	8,490		8,650

	9,510		9,690
	10,520		10,720
	11,540		11,760
	20,330		20,700
	24,200		24,660
	27,110		27,620
	29,990		30,560
	32,890		33,520
	38,510		39,210
	45,850		46,710
	51,360		52,330
	56,810		57,890
	62,320		63,510

### 附 則

#### (施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、第10条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

#### (適用区分)

- 2 この条例による改正後の京都市高速鉄道旅客運賃条例の規定は、この条例の施行の日の始発列車の乗車に係る旅客運賃から適用する。

#### (経過措置)

- 3 京都市高速鉄道旅客運賃条例第12条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日前に発売した乗車券（普通旅客運賃に係る乗車券を除く。）は、当該乗車券の通用期間中に限り使用することができる。

(委任)

4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、管理者が定める。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、旅客運賃及び手数料の適正化を図る等の必要があるので提案する。